二　工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備
イ　道路貨物運送業　車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
ロ　倉庫業　作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
ハ　卸売業　作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備
ニ　デザイン業　事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備
ホ　自然科学研究所に属する事業　研究所用の建物及びその附属設備

第二十八条の九第六項中「第二欄」を「第三欄」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第二号イからハまで」に改め、同条第七項中「第三欄」を「第四欄」に、「第五項第一号から第三号まで」を「第五項第二号イからハまで」に、「これらの号に定める」を「それぞれ同号イからハまでに規定する」に改め、同条第二十四項中「第十一項第三号」を「第十六項第三号」に、「第十八項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第三十九条の五十六第九項」を「第三十九条の五十六第十三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第十一項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第十一項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第四十五条第二項に」を「第四十五条第三項に」に改め、同項第一号及び第二号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項第三号中「第四十五条第二項」を「第二十三項及び第二十九項」に改め、同項第四号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項を削り、同条第九項中「第四十五条第二項に」を「第四十五条第三項に」に改め、同項第一号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、「（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第二号から第四号までの規定中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第四十五条第一項の表の第四号の第二欄」を「第四十五条第二項」に改め、「。以下この条において「旅館業」という。）とし、同号の第三欄に規定する政令で定める建物は、旅館業の用に供する建物（その構造設備が同法第三条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の五項を加える。

10　法第四十五条第二項に規定する旅館業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に定める金額）以上のものとする。

一　資本金の額又は出資金の額（以下この条において「資本金の額等」という。）が千万円を超え五千万円以下である法人（法第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）　五百万円（当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等（法第四十五条第二項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）に係るものである場合には、千万円）

二　資本金の額等が五千万円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人　二千万円

11　法第四十五条第二項に規定する政令で定める中小規模法人は、資本金の額等が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人とする。

12　法第四十五条第二項に規定する政令で定める場合は、その法人が離島の地域内において同項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。）の用に供した設備について、沖縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に定められた同条第二項第九号に掲げる事項その他の事項に適合するものである旨の沖縄県知事の確認がある場合とする。

13　法第四十五条第二項に規定する政令で定める建物は、その構造設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準に適合する建物とする。

14　法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第四十五条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十八条の九第七項の次に次の一項を加える。

8　法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、令和四年四月一日（同日後に同項に規定する離島（以下この項及び第十二項において「離島」という。）に該当することとなつた地域については、その該当することとなつた日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

第二十九条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十五条の三第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第二項第二号」を「第四十五条の三第二項第二号」に、「第四十六条第二項第三号」を「第四十五条の三第二項第三号」に改め、同条第三項中「第四十六条第二項第三号に規定する政令」を「第四十五条の三第二項第三号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十六条第二項第一号」を「第四十五条の三第二項第一号」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第四十六条第二項第三号」を「第四十五条の三第二項第四号」に改め、同条第四項中「第四十六条第二項第四号」を「第四十五条の三第二項第五号」に改める。

第二十九条の三中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十九条の四を次のように改める。

（輸出事業用資産の割増償却）

第二十九条の四　法第四十六条の二第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同項に規定する農林水産物又は同項に規定する食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものとする。

2　農林水産大臣は、前項の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第三十条第一項第一号中「附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第七十九条第十四項」に改め、「第四十五条第二項又は」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第一号中「（次号」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「第八号まで」を「第七号まで」に、「第九号から第十六号まで」を「第八号から第十四号まで」に改め、同項第一号中「第四十五条第二項又は第四十五条第三項又は第四十五条の三」に改め、同項第二号中「第十号」を「第九号」に、「附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第七十九条第十四項」に改め、同項第四号中「第十二